

改正

平成22年3月31日規則第30号

平成23年3月31日規則第25号

平成24年3月6日規則第7号

平成28年1月29日規則第9号

世田谷区発達障害相談・療育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区発達障害相談・療育センター条例（平成20年12月世田谷区条例第71号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 条例第4条に規定する世田谷区発達障害相談・療育センター（以下「センター」という。）の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(利用時間)

第3条 条例第4条に規定するセンターの利用時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時に利用時間を変更することができる。

一部改正〔平成23年規則25号〕

(利用の申請)

第4条 条例第7条第1項の規定によりセンターを利用しようとする者又はその保護者は、世田谷区発達障害相談・療育センター利用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(利用の承認等)

第5条 区長は、前条の規定によりセンターの利用の申請がなされた場合において、その利用を承

認することに決定したとき、又は条例第7条第2項の規定によりその利用を承認しないことに決定したときは、世田谷区発達障害相談・療育センター利用承認・不承認通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（利用の辞退）

第6条 前条の規定によりセンターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）又はその保護者は、その利用を辞退しようとするときは、速やかに世田谷区発達障害相談・療育センター利用辞退届（第3号様式）により区長に届け出なければならない。

（利用の条件の変更等）

第7条 区長は、条例第8条第2項の規定により利用の条件を変更したとき、又は条例第9条の規定により利用の承認を取り消し、若しくは利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者又はその保護者に対して、世田谷区発達障害相談・療育センター利用条件変更・承認取消等通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成23年規則25号〕

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第25号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第8条を削り、第9条を第8条とする改正規定並びに第5号様式及び第6号様式を削る改正規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成24年3月6日規則第7号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第3号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成28年1月29日規則第9号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則による改正後の世田谷区発達障害相談・療育センター条例施行規則の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

世田谷区発達障害相談・療育センター利用申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

申請者 住所
氏名
電話
利用希望者との続柄
(代理人) 住所
氏名
電話
申請者との続柄

次のとおり世田谷区発達障害相談・療育センターの利用を申請します。

利 用 事 業	☐ 児童発達支援 ☐ 放課後等デイサービス ☐ 相談支援（児童相談） ☐ 相談支援（特定相談）			
利 用 希 望 者	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
	住 所			
利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			

利用希望者の介護給付費等の決定状況

受給者証番号			
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
支 給 量 等		利用者負担 上 限 月 額	円

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

あて

世田谷区長名 図

世田谷区発達障害相談・療育センター利用承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のありました世田谷区発達障害相談・療育センターの利用について、次のとおり決定しましたので、通知します。

利 用 事 業		
利 用 希 望 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	

1 承認します。

利用承認の条件		
利 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで

2 不承認とします。

不承認の理由	
--------	--

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

一部改正〔平成24年規則7号・28年9号〕

第3号様式（第6条関係）

世田谷区発達障害相談・療育センター利用辞退届

年 月 日

世田谷区長 あて

届出者 住所
氏名
電話
利用者との続柄
(代理人) 住所
氏名
電話
届出者との続柄

次のとおり 年 月 日をもって、世田谷区発達障害相談・療育センターの利用を辞退します。

利 用 事 業	
利用者の氏名	
理 由	

一部改正〔平成24年規則7号〕

第4号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

あて

世田谷区長名 印

世田谷区発達障害相談・療育センター利用条件変更・承認取消等通知書

世田谷区発達障害相談・療育センター条例第8条第2項・第9条の規定に基づき、次のとおり利用の条件の変更・承認の取消し・制限・停止を決定したので通知します。

利用事業		
利 用 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
決定内容		
理 由		

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

一部改正〔平成24年規則7号・28年9号〕